

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

越生町の人口は、高度経済成長期後の昭和50年代後半の安定成長期から都市化の影響を受け、平成12年までは増加傾向にあり、人口が14,000人を超えた。その後は減少傾向で推移し、平成30年4月現在では11,727人となっている。

産業基盤としては、かつては農業と林業が中心であったが、社会経済状況の変化や就業者の高齢化などに伴って担い手不足が深刻な問題となり、団塊の世代による帰農傾向はあるものの第一次産業は衰退傾向にある。

産業構造については、主なものとして製造業85社、卸売業・小売業83社、建設業75社、宿泊業・飲食サービス業43社が挙げられる。このうち、製造業の内訳は、家具・装備品製造業の6事業所、食料品製造業5事業所をはじめ、生産用機械器具製造業や金属製品製造業、木材・木製品製造業など様々な業種の事業が展開されている。(地域経済分析システムRESAS参照)

このよう状況の中で、本町の独自の取り組みとして中小企業の経営の安定に寄与することを目的とする小口企業保証制度融資などの支援を講じている。

今後は、人口減少や産業基盤の衰退傾向を抑制するため、地場産業の振興や新たな雇用の創出、企業誘致を進め、地域経済の活性化を図る必要がある。

(2) 目標

本町においては、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体の一つとして、地域経済の活性化を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(導入促進指針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、多岐にわたり様々な設備を購入する可能性があるため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1号に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、町内全域に点在していることから、導入促進基本計画において定める区域を町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、多岐にわたり様々であるため、幅広い事業を支援する観点から全ての業種及び事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）、生産性向上特別措置法を鑑み、国の同意日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としないこと及び健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としないこととする。また、町税等を滞納している者も対象としないこととする。